

令和 8 年（第 2 回定例会）

厚生環境教育委員会 会議録

令和 8 年 6 月 1 2 日

厚生環境教育委員会 会議録

○開会日時 令和8年6月12日（金）

開議 午前10時00分

閉議 午前11時25分

○開会場所 市議会 第3委員会室

○出席委員（8名）

委員長 松川峰生 副委員長 石田 強

委員 美馬恭子 委員 小野正明

委員 森大輔 委員 穴井宏二

委員 加藤信康 委員 市原隆生

○欠席委員（0名）

○委員外議員出席者（0名）

○執行部出席者

教育長 寺岡悌二 市民福祉部長 阿南 剛

市民福祉部参事 甲斐博幸 こども部長 宇都宮尚代
兼福祉事務所長

いきいき健幸部長 河野幸夫 教育部長 佐保博士

教育部次長兼 森本悦子 市民課長 田原亜矢子
教育政策課長

市民課参事 甲斐俊平 生活環境課長 堀 英樹

生活環境課参事 和田万里子 高齢者福祉課長 末房日出子

こども家庭課長 内田千乃 健康推進課長 三代 大

保険年金課長 岡崎章子 スポーツ推進課長 釘宮誠治

社会教育課長 津川文隆

○議会事務局出席者

議会事務局長 河 野 伸 久 課長補佐 八 戸 緑
主 査 平 石 健太郎

○付託議案及び審査結果等

付 託 議 案		審査結果
議第38号	令和8年度別府市一般会計補正予算（第2号）関係部分	全員一致による 原案可決
議第39号	別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第40号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第43号	別府市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第44号	別府市立少年自然の家の設置及び管理に関する条例の廃止について	全員一致による 原案可決
議第45号	別府市介護保険条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第47号	工事請負契約の締結について	全員一致による 原案可決
議第48号	工事請負契約の締結について	全員一致による 原案可決
議第53号	指定管理者の指定について	全員一致による 原案可決
議第54号	市長専決処分について	全員一致による 承認
議第55号	市長専決処分について	全員一致による 承認
議第58号	市長専決処分について	全員一致による 承認

○会議録 別紙のとおり

以上のとおり、本顛末に相違ないことを証明し、ここに記名捺印する。

令和8年6月12日

厚生環境教育委員会
委員長 松 川 峰 生

厚生環境教育委員会 会議概要

○開議：10 時 00 分

○松川委員長

ただいまから厚生環境教育委員会を開会いたします。

当委員会に付託を受けました議案第 38 号令和 8 年度別府市一般会計補正予算（第 2 号）から 11 件であります。審査を手元に配付しています議案審査順序表の記載順により、各課に説明を受けて、質疑の後、採決いたします。

初めに、市民課関係議案の審査を行います。

議第 38 号令和 8 年度別府市一般会計補正予算（第 2 号）市民課関係部分について、説明願います。

○阿南市民福祉部長

すいません、市民福祉部につきましては、4 月より別に市民福祉部参事兼福祉事務所長が配属されておりまして、単独の部長級となりますので、今後関係議案の御説明等は福祉と分けて説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○松川委員長

はい、結構です。

○阿南市民福祉部長

ありがとうございます。

それでは今回提出しております関係議案の概要について御説明申し上げます。

市民課並びに生活環境課より議第 38 号令和 8 年度別府市一般会計補正予算（第 2 号）関係部分につきまして、それぞれその内容を御報告させていただきます。

順次担当課より御説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、まず市民課関係部分について御審査をお願いいたします。

○甲斐市民課参事

市民課参事の甲斐です。よろしくお願いいたします。

○甲斐市民課参事

議第 38 号令和 8 年度別府市一般会計補正予算（第 2 号）市民課関係部分について御説明させていただきます。

予算書 15 ページをお開きください。

歳出から御説明させていただきます。

事業番号 1187 マイナンバーカード交付に要する経費の追加額として 3,754 万 4,000 円を補正計上しております。こちらは令和 8 年 9 月以降、マイナンバーカードの電子証明書の更新手続の対象者が急増するため、臨時窓口をトキハ別府店に開設することで、市民課窓口の混雑を緩和し、待ち時間を短縮しようとするものであります。なお、臨時窓口は令和 8 年 1 月から 4 月まで開設した前回の臨時窓口と同様に、10 か所の窓口を設ける予定であり、電話またはインターネットによる予約制とし、マイナンバーカードの電子証明書の更新と暗証番号の再設定の手続に加え、住居表示の実施に伴うマイナンバーカードの住所の書換えの手続を取り扱う予定となっております。

また、この予算書15ページの中央上段にあります、補正額の財源内訳の国県支出金の欄に3,754万4,000円と記載されておりますとおり、全額が国庫補助の対象となりますため、予算書8ページの歳入におきましても、マイナンバーカード交付事務費補助金の追加額として、増額を補正計上しております。

以上で市民課関係部分の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松川委員長

以上で当局の説明は終わりましたが、実はこれ議案質疑でも多くの議員がしています。重複がないように質疑をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは質疑の方、御発言願います。

○加藤委員

派遣業務ということで、民間のほうにお願いをするということなんですけど、前、これあれかな。市役所の市民課のあそこに経験のあるところを、指定するのかな。あえて入札とかいう話になると、やっぱり業務としては新しい部分が出てくるし、派遣会社いっぱいありますけども。それとあと、その市民課の職員はどういう頻度で現場に行ったり来たりするのか、それと両方のやり取りを含めて、向こうの代表、現場の代表者と通常、日常的な指示なり協議があるんかどうか。

○田原市民課長

お答えいたします。

まず派遣業務につきましては、昨年のトキハ別府店の臨時窓口の開設に当たりまして、入札により事業者を決定しております。今年度の実施に関しましては、議決後に検討予定となっております。

管理運営体制につきましては、市民課の正規職員及び経験の長い会計年度任用職員もトキハ別府店のほうにも配置をしまして、管理運営を行ってまいりました。

○加藤委員

常時、配置させるということですね。結構です。

○松川委員長

別に質疑もないようですので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第38号令和8年度別府市一般会計補正予算（第2号）市民課関係分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第38号市民課関係分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、市民課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時10分

再開：10時11分

○松川委員長

再開いたします。

次に、生活環境課関係議案の審査を行います。

議第38号令和8年度別府市一般会計補正予算（第2号）生活環境課関係部分について、当局から説明願います。

○阿南市民福祉部長

それでは、生活環境課関係部分について御審査をよろしくお願いいたします。

○和田生活環境課参事

生活環境課和田と申します。よろしくお願いいたします。

座って説明させていただきます。

議第38号令和8年度別府市一般会計補正予算（第2号）生活環境課関係部分について御説明いたします。

予算書4ページをお開きください。

塵芥車整備事業の繰越明許費の計上でございます。塵芥車とは、可燃物や不燃物などごみの収集運搬に使用する車両のことですが、令和8年度歳出予算、ごみ収集に要する経費の塵芥車購入に関連する経費1,451万3,000円を繰越明許費として計上しております。老朽化した塵芥車の買い換えのための予算ですが、昨今の中東情勢の影響で、車両の生産に必要な石油由来の原材料が不足しており、年度内の車両完成が見込めなくなったことから、年度を越えて事業を実施する必要性が生じたためであります。

以上で議第38号の生活環境課関係部分の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松川委員長

当局の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

○美馬委員

今の情勢の中で、今年度には何台か、確保できる予定になっているんですか。

○和田生活環境課参事

今年度中に入札を行って購入する予定ではあったんですが、来年3月中までの納車が見込めないということになりまして、今年入札は行いますが、納期のほうを年度を超えて設定して入札を行うように考えております。

○美馬委員

すいません、勘違いして、あれなんですけども、この費用に関しても、これは一定、継続できるという保証は今ないじゃないですか。そうなったときに、来年度かな。費用としては、どういうふうにされているんですか。

○和田生活環境課参事

メーカーとか販売店さんとかのほうに情報収集しておりまして、一応金額のほうについては、現在予定している金額で、来年度も来年度、納車になったとしても、この金額の上昇はないということでお聞きしております。

○松川委員長

いいですか。

別に御質疑がないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第38号令和8年度別府市一般会計補正予算（第2号）生活環境課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第38号生活環境課関係分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で生活環境課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時13分

再開：10時14分

○松川委員長

再開いたします。

次に高齢者福祉課関係議案の審査を行います。

議第45号別府市介護保険条例の一部改正について、当局から説明願います。

○甲斐市民福祉部参事兼福祉事務所長

それでは、今回提出しております市民福祉部関係議案の概要について御説明申し上げます。

福祉部におきましては、高齢者福祉課より議第45号にて別府市介護保険条例の一部改正について提出いたしております。担当課より説明させていただきますので、御審議のほどよろしく願います。

それでは、高齢者福祉課関係部門について説明いたします。

○末房高齢者福祉課長

議第45号別府市介護保険条例の一部改正について御説明いたします。

議案書16ページをお開きください。

税制改正により、給与所得控除の最低保障額が引き上げられ、介護保険法施行令の一部改正が行われ、改正に伴う令和8年度の介護保険料の特例的な減免を行います。

減免に係る申請を、別府市介護保険条例第9条第2項の規定において、減免を受けようとする者は、申請書とその理由を証明する書類を提出しなければならないとされておりますが、令和8年度分の保険料の特例減免に限り、申請を不要とするために、別府市介護保険法、介護保険条例を改正するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願います。

○松川委員長

質疑の方、発言願います。

（「なし」と発言する者あり）

別に質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第45号別府市介護保険条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議あ

りませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

御異議なしと認めます。

よって議第45号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で高齢者福祉関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時17分

再開：10時18分

○松川委員長

再開いたします。

次に、こども家庭課関係議案の審査を行います。

議第54号市長専決処分について、こども家庭課関係部分、及び議第55号、市長専決処分についてこども家庭課関係について、当局から一括して説明願います。

○宇都宮こども部長

こども家庭課部分につきまして、審査のほどよろしく願います。

○内田こども家庭課長

それでは、議第54号市長専決処分及び議第55号市長専決処分こども家庭課関係部分について御説明いたします。

議第54号及び議第55号の補正予算の市長専決処分ですが、令和8年度当初予算に計上し、議決をいただいた国の地域未来交付金を活用した「ウェルネス産後ケア事業」について、令和8年3月31日付交付決定の内示があり、令和7年度の予算措置が必要になったことで、関係経費を令和7年度予算に計上するとともに、令和8年度当初予算を減額したものです。

まず議第54号市長専決処分についてにおける処分事項、令和7年度別府市一般会計補正予算第8号こども家庭課関係部分でございます。

議案書39ページをお開きください。

事業番号0857母子健康相談教育に要する経費の増額3,762万円でございます。「ウェルネス産後ケア事業」の令和8年度事業費を令和7年度予算に計上するため、12節委託料におけるウェルネス産後ケア委託料3,262万円及び18節負担金補助及び交付金におけるウェルネス産後ケア施設整備費補助金500万円について追加補正を行うものでございます。

33ページをお開きください。

ただいま御説明いたしました3,762万円につきましては、事業の執行が令和8年度となるため、4款衛生費1項保健衛生費「ウェルネス産後ケア事業」において、合わせて繰越明許費を計上しております。

次に、議第55号市長専決処分についてにおける処分事項、令和8年度別府市一般会計補正予算（第1号）こども家庭課関係部分でございます。

議案書54ページをお開きください。

事業番号0857母子健康相談教育に要する経費の減額3,762万円でございます。こちらは令和7年度予算への前倒し計上に伴い、令和8年度当初予算で計上していた同額を減額補正するものでございます。

以上が議第54号及び議第55号市長専決処分こども家庭課関係部分の説明でございます。御審議のほどよろしく願います。

○松川委員長

以上で当局の説明は終わりました。

質疑のある方は、発言願います。

（「なし」と発言する者あり）

別に質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

初めに議第54号市長専決処分について、こども家庭課関係部分について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

御異議なしと認めます。

よって議第54号こども家庭課関係分については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議第55号市長専決処分について、こども家庭課関係分について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第55号のこども家庭課関係分については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、こども家庭課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時22分

再開：10時23分

○松川委員長

再開いたします。

次に、健康推進課関係議案の審査を行います。

議第39号別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について。議第54号市長専決処分について、健康推進課関係分及び議第55号市長専決処分について、健康推進課関係部分、以上3件を当局から一括して説明願います。

○河野いきいき健幸部長

それでは、今回の議案について説明させていただきます。

いきいき健幸部におきまして、健康推進課より議第39号の条例の一部改正部分及び議第54号、55号におきまして、市長の専決処分をさせていただきましたので、その内容を御報告させていただきます。また、保険年金課により議第58号におきまして、市長の専決処分をさせていただきました内容の御報告を、スポーツ推進課より、議第40号の条例の一部改正部分、第47号の工事請負契約の締結について審査をお願いいたします。

順次、担当課より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、健康推進課関係部分について御審査のほうをよろしくお願いいたします。

○三代健康推進課長

議案書の1ページをお開きください。

議第39号別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

初めに、マイナンバーの利用につきましては、国が制定している行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称マイナンバー法で定められている事務での利用に限定されていますが、社会保障や地方税、防災に関する事務などであって、地方公共団体がマイナンバーを必要な限度で利用することによって、個人情報の検索や管理が効率的となる事務を条例で定めた場合は、独自利用事務として利用することができるようになります。

現在、厚生労働省におきまして、マイナンバーを利用した予防接種事務のデジタル化を全国一律で展開できるよう準備を進めております。

議案資料の下半分の上段枠内に、予防接種法の規定による予防接種以外の予防接種に係る費用の助成に関する事務と記載していますが、分かりやすく言い換えますと、予防接種法に基づかない任意接種の事務でありまして、この任意接種の事務は、独自利用事務として規定する必要がありますので、本条例にこの事務を追加しようとするものであります。

議第39号の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、議案書の29ページをお開きください。

議第54号市長専決処分について御説明いたします。

この議第54号及びこの次に御説明いたします議第55号の補正予算の市長専決処分につきましては、令和8年度当初予算に計上し、令和8年第1回定例会で議決をいただいた国の地域未来交付金を活用した新湯治・ウェルネスを推進する事業につきまして、令和8年3月31日付交付決定の内示があったことに伴い、令和7年度の予算措置が必要となりましたので、関係経費を令和7年度予算に計上するとともに、令和8年度当初予算を減額したものであります。

まず、議第54号市長専決処分についてにおける処分事項、令和7年度別府市一般会計補正予算（第8号）の健康推進課関係部分を御説明いたします。

議案書の39ページをお開きください。

資料左上の1目、保健衛生総務費、その右側に記載しております事業番号0016職員人件費の追加額の358万2,000円と、同じページの左下の5目、成人保健対策費、その右側に記載しております事業番号1307「みんなでつくる健幸のまちべっぷ」に要する経費の追加額の1,079万2,000円この双方の経費につきまして、令和8年3月31日付で国の地域未来交付金の交付決定の内示があったことに伴い、令和7年度予算に計上し、市長において専決処分しましたので、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

議第54号の説明につきましては以上でございます。

続きまして、議案書の45ページをお開きください。

議第55号市長専決処分についてにおける処分事項、令和8年度別府市一般会計補正予算（第1号）の健康推進課関係部分について御説明いたします。

議案書の54ページをお開きください。

資料左上の1目、保健衛生総務費、その右側に記載しております事業番号0016職員人件費の減額の358万2,000円と、同じページの左下の5目、成人保健対策費、その右側に記載しております事業番号1307「みんなでつくる健幸のまちべっぷ」に要する経費の減額の1,079万2,000円、この双方の経費につきまして、令和8年3月31日付で国の地域未来交付金の交付決定の内示があったことに伴い、令和7年度予算に計上して、令和8年度当初予算においてその同額を減額したことにつきまして、市長において専決処分いたしましたので、議会に報告しその承認を求めるものでございます。

議案の御説明は以上です。何とぞ御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○松川委員長

以上で当局の説明は終わりました。

質疑のある方は、発言願います。

(「なし」と発言する者あり)

別に質疑はないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第39号別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第39号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第54号、市長専決処分について健康推進課関係部分について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第54号健康推進課関係分については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

最後に、議第55号市長専決処分について健康推進課関係部分について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第55号の健康推進課関係については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、健康推進課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時28分

再開：10時29分

○松川委員長

再開いたします。

次に、保険年金課関係議案の審査を行います。

議第58号市長専決処分について、別府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、当局から説明願います。

○河野いきいき健幸部長

それでは引き続きまして、保険年金課関係部分について御審査のほうをよろしく願います。

○岡崎保険年金課長

保険年金課の岡崎でございます。

保険年金課関係議案は、議第58号市長専決処分についての1議案となっております。

議案書の71ページを御覧ください。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が、本年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、地方自治法の規定に基づき、別府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を市長において専決処分いたしましたので、議会に報告し、その承認を求めるもので

す。

改正内容につきましては、72ページ以降に改正条文を載せております。

委員長、資料を配付し、御説明したいのですがよろしいでしょうか。

○松川委員長

どうぞ。

○岡崎保険年金課長

ありがとうございます。

それでは、配付資料に沿って御説明をさせていただきます。

初めに、項番1 保険税の課税限度額及び新設しました税区分について御説明いたします。

表の太枠で囲んでいる部分になります。

まず、表下段の課税限度額についてですが、医療給付費分に係る課税限度額を66万円から67万円に引き上げるものと、令和8年4月に創設されました子ども子育て支援納付金分に係る課税限度額を3万円に設定するものです。

続きまして、一つ上の行にあります18歳以上均等割額についてですが、新たに設定された税区分で税額を100円とするものです。子ども子育て支援納付金分は、子育て世帯を支援するための事業費に充てるという趣旨の下、18歳未満の被保険者の均等割額は全額減額することとしております。その当該軽減に要する費用を18歳以上均等割額で賄うこととしているために設定された税区分でございます。

次に、資料の項番2 低所得者に係る保険税の減額基準所得についてです。

黒の太枠で囲んでおります5割減額及び2割減額の対象となる世帯の所得の算定におきまして、被保険者の人数に乘すべき金額を5割減額では30万5,000円から31万円に、2割減額では56万円から57万円にそれぞれ改め、保険税軽減世帯の範囲を広げるものです。

以上で、別府市国民健康保険税条例の一部改正についての御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松川委員長

以上で当局の説明は終わりました。

質疑のある方は、発言願います。

(「なし」と発言する者あり)

別に質疑もないようですので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第58号市長専決処分について別府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第58号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、保険年金課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時39分

再開：10時40分

○松川委員長

再開いたします。

次に、スポーツ推進課関係議案の審査を行います。

議第40号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について及び議第47号工事請負契約の締結について、当局から一括して説明願います。

○河野いきいき健康部長

それでは、スポーツ推進課関係分についての審査のほうよろしく願います。

○釘宮スポーツ推進課長

初めに議第40号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明いたします。

議案書の3ページを御覧ください。

スポーツ推進委員の報酬の額を見直すことに伴い、条例を改正しようとするものです。

スポーツ推進委員は住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言など別府市における地域スポーツの中核的役割を担っています。今回その報酬額を、近隣自治体の水準を基準として増額改定するものです。

これまで年額1万5,000円だったものを、年額1万5,000円に加えて、あらかじめ市長が指定する職務を行った場合は1日につき4,900円の5日分、年間上限2万4,500円を加算するように改めます。

続きまして、議案書20ページを御覧ください。

議第47号工事請負契約の締結についてです。

別府市総合体育館空気調和設備改修工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決をお願いするものです。

要件設定型一般競争入札の結果、契約相手方は、信和・亀川設備工業建設工事共同体で契約金額は3億228万円です。

本件の工事内容は、既存の空調設備及び配管設備などの撤去と、新たな機器、配管の設置などの改修工事となります。5月14日開札、5月18日に仮契約を締結しました。議決をいただきましたら、速やかに本契約を締結し、機器の発注及び現地調査を実施した上で順次改修工事に着手いたします。なお、全体の工期は令和9年3月15日までとなっております。

以上がスポーツ推進課関係部分の説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○松川委員長

以上で当局の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、発言願います。

○美馬委員

すいません、議案質疑の中で、お聞きしたんですけれども、工事が始まるのは10月以降ということで、それ以降が冷房が使えないというふうに説明されていたと思うんですが、この時期ですね11月に入ってもまだかなり暑いような状況なんですけれども、使用するのに何か不都合はないんでしょうかね。冷房が使えないということで。

○釘宮スポーツ推進課長

工事に当たりまして、まず現地調査と機器の発注を行います。議案審査の答弁では10月以降、工事に入ると御説明いたしましたけれども、11月ぐらいから本格的に工事にかかることを今予定しておりますので、それ以降、空調設備はちょっと使えないという状況になるだろうと思います。

○美馬委員

11月以降であれば、それなりにとは思いますが、中でじっとしてゐるわけではなくて、やっぱりスポーツするので、できたら何かね、ほかに変わる設備を用意していただきたいなと。やはりかなり暑い中、体育館もかなり暑くなると思いますので、そこら辺は考えていただきたいなというふうに思います。

○釘宮スポーツ推進課長

状況に応じまして柔軟に対応していきたいと考えております。

○加藤委員

これ入札だったんですよね。空調設備自体、ここ数年物すごい手に入らなくて、前回中学校の空調つけるのも、品物が入らないということでかなり時間かかる。現時点でこれ、品物は間違いなく入ると判断なのか。もし入らないとかいう話になると、また値段が上がる可能性もあるんです。工事費。その辺はどう考えでしょうか。

○釘宮スポーツ推進課長

お答えします。

現在のところですね、納品の遅延や資材高騰による工期延長等は考えておりません。しかし状況の変化によってですね、そのような事態が発生した際は、迅速に対応したいと思えます。

○石田委員

ちょっと聞きたいんです。これはもう全体での工事なんですかね。一部なんですか。エアコンと工事、空調の。

○釘宮スポーツ推進課長

空調設備は平成15年開設以来、一切の工事をしておりませんので、今回全体の工事になります。事務室とか、トレーニング室の部分空調につきましては使えます。

○松川委員長

今の3委員から発言があったと思うけど、今の質問については、なかなか答えにくい部分もあるけど、決まったら速やかにうちの委員会に知らせるようにしてください。

○釘宮スポーツ推進課長

承知しました。

○松川委員長

まだまだ11月でも、体育館の中でじっとしてゐるわけじゃないから暑いんでね。そういうことを心配されてるんで、よろしく願いしたいと思います。

ほかいいですね。

ほかに質疑はないようでありますので、これより採決を行います。

初めに、議第40号特別職の職員の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

御異議なしと認めます。

よって議第40号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第47号工事請負契約の締結について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第47号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上でスポーツ推進課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10 時 47 分

再開：10 時 48 分

○松川委員長

再開いたします。

次に、教育政策課関係議案の審査を行います。

議第43号別府市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正について当局から説明願います。

○佐保教育部長

教育部からは教育政策課から議第43号の条例議案1件、社会教育課から議第38号の補正予算議案1件、そして議第44号、48号、53号の各その他議案3件の計5件を提案させていただいております。

まず、教育政策課関係から説明させていただきますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○森本教育部次長兼教育政策課長

教育政策課長の森本です。

それでは、教育政策課から条例の一部改正の議案について御説明をいたします。

議案書13ページ、14ページでございます。

議第43号別府市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正については、大分県の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部が改正され、大分県県費負担学校職員の教職調整額の額が改正されたことに伴い、市立幼稚園の教諭、助教諭及び講師の教職調整額の額を、本市条例で定める必要が生じたため、条例を改正するものでございます。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律、この法律の施行により、教育職員の教職調整額が現行の4%から10%へ段階的に引き上げられますけれども、本法律では、幼稚園教諭に係る教職調整額は現行維持とされ、引上げの対象となっておりません。

委員長、資料を配付したいのですがよろしいでしょうか。

○松川委員長
結構です。

○森本教育部次長兼教育政策課長

それでは、配付資料の新旧対照表を御覧ください。

市立幼稚園教諭、助教諭及び講師の教職調整額等の支給及び正規の勤務時間を超える勤務等は、大分県県費負担学校職員の例によるとしておりますが、大分県条例には、幼稚園教諭等を想定をした該当条文がないため、本市独自に条例を改正し、ただし書により、教職調整額を定めるものでございます。

法律、県条例ともに、令和8年1月1日に施行されておりますので、本条例も同日に遡及をして適用いたします。

以上で教育政策課関係部分の説明を終了いたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○松川委員長

当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は発言願います。

○加藤委員

法律改正によるもので、一般の教職員と分かれるということで今回の条例の変更ということなんですけども、改正ということなんですけど、実際に幼稚園、幼稚園助教諭というのがちょっとよう分かんなんですけど、幼稚園の教諭、助教諭の勤務実態も含めてね、勤務実態も含めて教育委員会としてちゃんと把握はしてもらいたいと思っちゃるんですけど、僕は絶対分からないんでね。通常の小・中学校の教諭、教員の多忙さっちゃうのはよく聞けど、ただ幼稚園教諭っちゃうのがどの程度なのかというのを全く聞いたことがないんで、そこら辺だけはちゃんとしとっていただきたいなと思ってます。はい。質問じゃないですけど。

○森本教育部次長兼教育政策課長

御提案ありがとうございます。

国においても、文部科学大臣がこの法律施行の折にも同様のことを述べておられました。幼稚園の勤務の実態、それから教職調整額の支給の実態を十分調査をするということを国としても意向を示しております。もちろん市としても市立学校、小・中ともに合わせて、幼稚園も合わせて、その勤務の実態の把握に努めたいと思っております。ありがとうございます。

○松川委員長

ほかに質疑はないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第43号別府市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

御異議なしと認めます。

よって議第43号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、教育政策課関係議案の審査を終了いたします。
休憩いたします。

休憩：10 時 54 分

再開：10 時 55 分

○松川委員長

再開いたします。

次に、社会教育課関係議案の審査を行います。

議第38号令和8年度別府市一般会計補正予算（第2号）社会教育課関係部門。

議第44号別府市立少年自然の家の設置及び管理に関する条例の廃止について。

議第48号工事請負契約の締結について及び議第53号指定管理者の指定について、以上4件を当局から一括して説明願います。

○津川社会教育課長

社会教育課の津川です。よろしくお願いいたします。

それでは社会教育課4議案について御説明いたします。

まず、議第38号令和8年度別府市一般会計補正予算（第2号）社会教育課関係部分から御説明いたします。

予算書5ページをお開きください。

債務負担行為の補正につきまして御説明いたします。

別府市中央公民館、別府市市民会館に対する指定管理者の指定に伴い、その指定管理料として、令和8年度から令和13年度の間2億500万円を債務負担行為限度額として設定するものでございます。

続きまして、地権議案3件について御説明いたします。

地権議案15ページをお開きください。

議第44号別府市立少年自然の家の設置及び管理に関する条例の廃止についてです。

少年自然の家「おじか」につきましては、解体工事に関する工事請負契約の締結を今回提案しており、工事により物的要件が明示されることから、少年自然の家「おじか」の設置及び管理に関する条例も廃止するものです。

続きまして、22ページ、23ページをお開きください。

議第48号工事請負契約の締結についてです。

別府市立少年自然の家「おじか」解体工事の請負契約の締結について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議決をお願いするものです。

業者選定は要件設定型一般競争入札で行い、5月27日の開札の結果、契約相手方は、浦松・三光建設工事共同事業体、契約金額は3億3,486万7,764円となりました。

議決をいただきましたら速やかに本契約を締結し、令和9年9月13日までの工期で解体工事を実施してまいります。

28ページをお開きください。

議第53号指定管理者の指定についてです。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づきまして、指定管理者として、別府市中央公民館、別府市市民会館の管理を行わせることについて、同条第6項の規定によりまして、議決をお願いするものでございます。

指定管理者となる団体は、日本郵便株式会社でございます。指定の期間は令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間でございます。

ここで委員長、資料配付いたしますが、よろしいでしょうか。

○松川委員長

結構です。お願いします。

○津川社会教育課長

では、「別府市公会堂に関する指定管理候補者の選定」と題しました資料を御覧ください。議案質疑でも回答いたしました但、非公募に向けた経過も含め、御説明いたします。

指定管理者制度の導入の検討に生かすため、サウンディング調査を実施し、日本郵便からのみ提案を受けました。この提案を評価・検討し、郵便局が提供するユニバーサルサービスにより、公会堂の公共性を補完強化が可能になる。高品質な接客サービスを提供することで、案内品質のばらつきや、クレーム対応力の不足も補完可能になる。郵便局のみが郵便局事務取扱法及び包括連携協定により、複数の公共サービスをワンストップで提供できるという将来像が実現可能である。他のサービス機能とも比較検討を行い、このワンストップの部分が公共性、利便性の両面で住民サービスに資すると判断いたしました。この判断を受け別府市公会堂の併設施設として特定郵便局を廃止する方針を決定いたしました。

特定郵便局でございますが、その設置主体が法令で日本郵便に限られております。非公募による選定が合理的と判断し、公の施設の指定管理候補者選定方法等検討委員会に対して、非公募による選定並びに日本郵便を指定管理候補者とする方針を諮問し、審議の結果、同内容の答申を得て、今回の提案に至っております。

今回の指定管理者の業務範囲を説明いたします。

地域教育力活性化事業や主催講座など、社会教育事業につきましては、公会堂の社会教育的役割を果たすため、市が継続して運営してまいります。窓口サービスの充実や利用者の利便性の確保・向上を図るため、貸館業務並びに施設及び設備の維持管理に関する業務は指定管理者の業務となります。また、公会堂が有形文化財であることから、文化財保護の観点から必要なプロセスを踏んでいく予定としております。

指定管理料でございますが、指定管理料につきましては、指定管理後に想定される支出額から想定される収入額を差し引いて算出し、1年度当たりの指定管理料の限度額を4,100万円としております。その上で、指定管理を行う令和9年度から令和13年度までの5年間の限度額を、債務負担行為限度額として2億500万円を補正予算として提案しております。

なお、経費節減に関してですが、日本郵便が持つ民間ノウハウにより効率化を図ることで、年々増大すると見込まれる経費を中長期的に抑制して運営することができると見込んでおります。

以上、社会教育課関連議案についての御説明でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○松川委員長

以上で当局の説明は終わりました。

質疑のある方は、発言願います。

○加藤委員

まず、少年自然の家、廃止して、取り壊すというのは仕方がないんですが、議案質疑の中で、その後どうするのかという質問に対しては、今から考えるということやってみたいです。

ただ工事入ってね、最後どういう整地にするかによっては、先々の使い方も変わってくるんで、早い段階でどう、自然に、ほぼ自然に戻すんでしょけど、ここを駐車場にするだとか、ここは公園的にするんだとか。植栽どうするんだとか、そういうのもやっぱり早い段階で決めないと、工事自体の終わりがね。ただ、平地にすりゃいいというわけには、なかなかいかん。段があるところなんで。そんな気がしますので、どういうふうに考えているかなというふうな質問ですけど。

○松川委員長

今、現在分かるところで。

○津川社会教育課長

分かりました。

まず、これに慎重に検討するということで、検討のスキームというか、スケジュールでございますが、令和8年度内でどういうふうな検討の方法を行うのかということを検討させていただいた上で、その後令和9年度に委託ですね、調査委託を出したいと今考えているところものです。当初予算からですね、契約を出して、令和9年度内で中身を検討するという形になります。なお調査に関してですが、あそこ「おじか」跡地になりますが、跡地につきましては、最終的には解体して、そのままというかシードするだけです。種を植えてとか上から植えて、土の状態でそのまま置くという形で今予定しておりますので、早急にしないといけないのは事実なんですけど、一つ制限があるのは、調査で行うところになるんですけど、市街化調整区域であるということで、もともと用途がかなり限定されるということになります。昨日の答弁の中で、子供のために何か活用できないのかというふうな、私、答弁させていただいたんですが、子供のために何か活用できないのかというよりも、あそこでもし何かを作るとなれば、今の子供の施設を継続する場合には、市街化調整区域のその規制としては継続として使えるというのがあるようです。それは担当課のほうにちょっと若干確認はしております。

それともう一つは、土砂災害になります。土砂災害のあの地域はイエローなんです。土砂災害警戒区域というのがございますが、非常に土砂が流れてくる、流入がされると令和6年の10月のときには台風被害ですね、そこは土砂が流出しております。山から。それが発端になって昨日もちょっと御説明しましたが、それが発端になって一つは、今回、解体を先にしようという話になっておりますので、まずその土砂災害の部分の検討もしないといけない。さらに、イエローだけではなくてレッドもありますんで、何らかの措置をした上で、施設を造るという形になります。それが一つの条件になりますので、それも含めてですね、調査検討させていただいて、最終的な内容というか、次の利活用の考え方を出不さないといけないので、お時間若干頂戴するかなと。2年間ほどいただいて、中身を検討させていただければなと思っていますところでございます。

○加藤委員

物をまた後で造るという考え方よりも、これまで「おじか」で子供たちが体験、宿泊体験も含めて、小鹿山の頂上登ったり、オリエンテーリングとか、周りを回ったりしてるんで、やっぱり自然を体感をするというそういう場でいいだろうと。ただ、今、宿泊施設があるから泊まってやってたんですけど、今から先はバスなりで行って、そこをベースとして降りてやるなり、自然を観察するなり、それとあと志高との連携とかね。かなり長いマラソンコースとかも含めて考えられると思うので、そういうのも含めて整備、ただ物を造るんじゃなくて、小鹿山もかなり、展望台的な景色のいいとこだなという感じするんで、そういう使い方

をちょっと検討すべきかなと。体験をする場として。物を造るというのはあんまり必要ないかなという気がします。

あと、こことは別に、公民館、まず、この資料でいくとね、資料の2はこれ整理せないかなでしょ。別府市公会堂となってるんですよ。ほんで、今年の3月の条例改正で公民館条例を指定管理できるっちゅうに改正した。別府市市民会館の条例をそのままやったと。あれも変わってた。指定管理できるように変わってました。そんな議案あったかな。すいません。それでね、もし変わってるのであれば、それは僕の勘違いです。

まずその市民会館、僕は最初市民会館の機能が郵便局、指定管理に値するのかなと思ってたんです。ところがその公民館機能も指定管理に全てするわけじゃないみたいですが、すると。それだったらごめん、その館長は一体誰がするの。公民館機能というのは、館長の下、公民館主事が企画をして、そして公民館の活動を決めていくわけ。館長が郵便局行ったら何かおかしくなってくるんですよ。市が別に入るから。そこら辺の整理をちゃんとせなあかなんというのがまず、1点目です。それについて何か、そこをまず、ちょっと教えてください。

○津川社会教育課長

まず今回、中央公民館のほうの部分としての事業を一部、市の直営でそのまま残します。それは社会教育に関する事業ということで昨日、議案質疑でも御説明したとおりでございます。その部分に関しましては、やはり公民館事業という形になりますので加藤議員がおっしゃるとおり、館長と公民館主事で行っていただくというふうに考えているところでございます。その部分に置くという形になります。

○加藤委員

別府市公会堂の館長は、市の職員がやるということですね。

○津川社会教育課長

公会堂の責任者として、管理の責任者につきましては、要は館自体の管理自体につきましては、指定管理者の方が当然やるような話になりますので、そこには指定管理者の責任者が入ると思います。それは、簡単に言えば、日本郵便さんの多分郵便局長さんがなられるであろうとしか言えませんが、それは郵便局のほうで差配する話ですので、我々のほうから特に言えませんが、恐らくそうではないかというふうなことは思っております。

○加藤委員

そこら辺ちょっと整理してください。まず公会堂があり、公民館があり市民会館があるという、公会堂っちゃなんか、公民館と市民会館合わせた通称なのか、それともちゃんとしたその条例があるんかって言ったら、条例は確かにないか。ちょっとそこら辺も分からないんですけど、だったら、通称でありながらこの公会堂の指定管理だというふうに受ければ、これはやっぱり行政のする仕事だけんちゃんとしとってもらいたい。

それで僕の感想を言いますけど、はっきり言って、社会教育課がする仕事じゃないなと思ってます。公民館に関わる部分というのは、もうあんまり見えない。一生懸命その選定をいただいたけど、むしろ社会教育課としては公民館、この土台がある中央公民館の機能をどう充実させるかと、そういう提案があったのかなと僕は思ったんですけど、ほぼこれはもう社会教育に関係ないなというか、選定評価、提案評価になってるんで、むしろ芝居の湯みたいなもんや。社会教育課が持ってるけど、お風呂ですとかねじゃなくて、社会教育使う部分、その中身のほうの強化をしてもらいたかったし、今回そういう指定管理に出すに当たって、そ

の部分、日本郵便がどこまで担うのか見えないんですよ。いや一切関係ありませんと言ったら社会教育の仕事じゃないなと僕は思ってるんですよ。むしろこれを指定管理に出すことによって、社会教育課がその会館を借りることになってしまう。場所を。そこら辺の関連が全く思いつかないんで、やっぱ整理をしてもらいたい。市民が便利になるという意味じゃ決して、反対はせんですけど、やはり社会教育課として、この公民館をどう使うかというその部分をしっかりと強化していかなければ、指定管理の意味がないと思います。

だから難しいんだと思うんですよ。日本全国でも10%満たないところしか、公民館を指定管理に出していることはないんですよ。やっぱり人材をいかに育成していくか、社会教育を強化するために。そこに視点を置かないと、指定管理をするために何かやってみたいに見える。反対はしないですけど、そこをちゃんと僕は強く言います。教育長本当そうですよ。教育活動のためにしてるように見えないんですよ。

○寺岡教育長

ありがとうございます。

かなり以前、地区公民館も民営化しようというようなことが話題になったことがあります。それは、人材育成の観点から、やっぱり職員のその社会教育力、そういう力が不足してるということがあって、民の力を入れるというような、何かそんな時代もあったんですけども、今回中央公民館、公会堂の中にこういう民と官が一緒に入っていくということを今、議員さんがおっしゃいましたように、社会教育のその教育力の活性化とか教育魅力化というようなことで、今度は相乗効果みたいな形で、ぜひ民の人の姿も加味しながら、社会教育の向上にそれが伝わっていけばなというふうに思っております。

初めての試みですので、今議員さんが御指摘になった件については、そこは社会教育の向上というのを、それはもう揺るぎないものと思っております。鋭意、努力していきたいと思っております。

○加藤委員

言われたとおりです。過去これ指定管理者制度ができて、公民館ができるかできんかといういろいろ教育本部から何か変わってきて、できることになったんですけども、やっぱりちょっと調べよったら衆議院で法律決まったときに附帯決議ついてるんですよ。簡単にただ指定管理するわけにいきませんよと。人材育成も含めて教育活動をそのことをちゃんと考えてくださいよ、みたいな衆議院の附帯決議がついてる。すなわちそれで難しいということです。だから今回の機会に公民館活動、人材育成も含めてプラスになるようにしないと、今からですというようにしか見えません。そういう措置がやっぱり今回ないですから、せっかくするんやったら民間との力を合わせて、やっぱり少し強化したところが見えないと、今までと同じイベントしかしませんやったら何も意味がない。そう思います。

○寺岡教育長

実はその図書館共創交流局、これも全く同じような形でですね、図書館の機能の中に民間の力が入って、こもればパークという中に図書館機能を入れて、今は民と官で一緒に今、図書館業務をやっている状況です。図書館関係の人もやっぱ民の方のいろんな動きとか、全ての考え方が非常にお互いに相乗効果になっているんじゃないかということでございますので、今、今回のも全く、今度郵便局と同じような共創的なものになるので、そこは今議員さんがおっしゃってくれましたように、その、やっぱ図書館業務というんですか、地区の教育力の活性化という面は、ここはもうしっかりと取り組んでいきたいと本当に考えております。

○加藤委員

今回この指定管理施設をね、社会教育課が担う、自分の部署でね。何か少し違和感を感じる。建物は公民館だと言いながら、郵便局、指定管理で出すところは・・・郵便局です。いやそら、それを社会教育課が担うんかい。やっぱり政策、企画制作、制作のほうもちゃんとこれ理解した上で、中身も知った上で、指定管理の最後の評価、また社会教育課がする仕事じゃないと思い、今の状態だったら。プラスになった部分ね、社会教育活動でプラスになった部分は評価できる。そういう評価は社会教育課としてできるかもしれんけど、それ以外の評価できないですよ。そんなとこ評価してもしようがない。

例えば毎年毎年ね、上がってくるでしょう、報告書が。その中で、市民サービスの部分だけ、これしました、あれしました、そんな評価を社会教育課すべきじゃないと思う。ただ、公民館としてどういうふうにプラスになったかを民間とコラボすることによって、こういうプラスがありましたというそういう評価しか僕は見られないなと思ってますので、そこら辺は十分考えて、いただきたいなと。先々ちょっと見詰めていきます。施設は。結構です。

○松川委員長

委員長からね一言。

基本は、市民が今一番不安に思っているのは、今までどおり利用できるかどうか、ということが一番だろうと思うんですね。市民の皆さんが使い勝手のいい、そして市民の皆さんが今までどおり使える施設でなければいけないと思います。と言っても、内輪、内輪の話であるんで、今加藤委員からあったようなこと、多分ほかの委員も思ってることが多々あるかと思しますので、そういうところは先生ね、しっかりと発揮して、またうちの委員会にでもです、新たなこれから契約もし、可決されれば、向かったときにそういうことを分かる範囲でいいですから、報告していただくと大変ありがたく思います。よろしくお願いいたします。

ほかに。

○小野委員

ちょっと細かいことですけど、駐車場の管理も含めて、ということになるでしょ。そうすると、今はちょっと成長したりなんかして、部外者は停められないような感じになってますけども、今後市民サービスとかいって一般開放すると、無断駐車も増えるんじゃないかと思う。その辺の懸念はないですかね。

○津川社会教育課長

駐車場の件は、今でも実際の話で言うとはですね、若干あるとは聞いてます。ただ地域との利用の部分で、これはいいのか分かりませんが、やっぱり館を利用される方も含めて、館を利用する方、それから近隣利用する方、それも含めて、やはりあそこのやつを公的な駐車場でもございますので、あまりうるさくは言っていないと聞いております。細かいことを言うとはですね。というのは、公会堂は大ホールを使った時点でほかの室は一切使えなくなります。ていうのは駐車場が管理できないとあれです。駐車場が不足するんですね。なので、全部近隣の駐車場に回る形になります、いっぱいになったら。なので近隣との関係というのは非常に密接にしておかないといけないということで、我々も私も聞いてますので、必ずしもそれを制限するわけではないし、うまいことやっていく中で、やはりあそこも一つの公的なものですし、またほかのところの公的な駐車場であったり、コイン駐車場だったり、それから大体使ってるのは一応コインの駐車場なんですけど、無料駐車券渡して、社協のあちらの駐車場一応公的、うちの公会堂の駐車場として、使わせていただいておりますので、そういう意味で

は近隣との関係というのがありますし、必ずしも利用者の方が不便がないようにはしないといけないと思いますので、ただその部分ですよね。利用がどうなるのかとかいうことは、そこは先ほど委員長も言われましたように、やはり市民の方がこのまま利用できるのかとか。このまま、継続して今までどおり使えるのかということとはすごい不安でしょうし、そういう部分につきましては今後、指定管理者のほうときちんと協議をして、最終的にまとめて協定書をまとめていきますので、その中で反映していきたいと思っております。

○石田委員

ちょっと再度質問ですけど、日本郵便は指定管理の実績というのは確認なんですけど、あるんですかね。

○津川社会教育課長

昨日も議案質疑でも申し上げましたとおり、この実例、事例はございません。

○石田委員

ちょっと一つ、やっぱり市民の方から多く声いただいている点について、文化講座とか、ステージ周り、やっぱり利用する方が多くて、今までちょっとスムーズに何て言うんですか、照明とか音響とか進めてきたんですけど、またそういう多分、委託先が変わったりとかするんかなと思うんですけど、そういうときにですね、ちょっとやっぱ、何て言うんですかね、ちょっと困る人がいるんで、もしかしてその利用率的、委員長が言ったんですけど、料金が上がるとか、そういうのないようにしてほしいのと、やっぱり特化したそういうプロフェッショナルな人を入れてほしいという声があったんで、結構ダンスで使うこととか多かったりするんで、ちょっと聞かれたんで、そこだけちょっとお願いします。

○津川社会教育課長

こちら昨日も答弁させていただいたのとおりでございます。舞台音響に関しましては専門性が非常に高いということで、いろんな議員さんから言われてる部分でございますが、舞台音響に関しては専門性が高いということで、やはりその専門性の高さをですね、指定管理者のほうにもお伝えしようと思います。

指定管理者のほうも決してサービスを悪くしようとか、そういうつもりはないと思いますし、逆に言えば、どうにかしてサービスを上げていこうということでの部分では頑張っていると思いますので、我々のほうもきちんとそこは間に入ってですね、していきたいと思っております。

恐らく舞台音響委託にはなると思いますので、専門性高いからですね。日本郵便には無理でしょうから、そういうふうに委託となると思いますのでその部分で協議というか、指定管理者のほうには働きかけをしていきたいと思います。

○松川委員長

今よりも、指定して皆がよかったと言えるようなものにならんといけんと思うんでね。

○津川社会教育課長

分かりました。

○寺岡教育長

市民サービスがもう基本でございますので、公会堂、市民会館の民間委託、そしてまたそ

この図書館の共創、これも全て市民サービスにも直結しないような状況があれば、大きな問題になると思いますので、そこは前向きに取り組みたいです。

○佐保教育部長

先ほど石田委員のほうから御質問ありましたが、指定管理者、全国で指定管理者をやっているところは確かにありません。そこら辺の御心配があるんだと思うんですが、指定管理とは別にですね、いわゆるユニバーサルサービスというところで、全国で委託業務としてですね、日本郵便が請け負っているところはありますので、住民票の発行であったりとか、昨日議案質疑の中で答弁させていただきましたけど、そこら辺のサービスということに関しては、実績がありますので、そこら辺の強みを生かしてもらいたいというような期待を持っているところであります。

○松川委員長

ほかに質疑がないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第38号令和8年度別府市一般会計補正予算（第2号）社会教育課関係分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

御異議なしと認めます。

よって議第38号社会教育課関係分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第44号別府市立少年自然の家の設置及び管理に関する条例の廃止について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第44号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第48号工事請負契約の締結について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第48号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、議第53号指定管理者の指定について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第53号については原案のとおり決することに決定いたしました。

以上で社会教育課関係議案の審査を終了いたします。

○松川委員長

以上で、本委員会に付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告及び会議録の作成については、委員長に一任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員長報告、会議録の作成については、委員長に一任していただきます。

これをもって、厚生環境教育委員会の議案審査を終了いたします。

○閉議：11時25分